

放課後児童クラブ利用選考指標表

**【学年指標】**

学 年
1年生・児童が特別支援学級に在籍している場合
2年生
3年生
4年生以上

**【保護者指標】**

※ ( )は就労、

父・母のうち、指標合計の低い方で判定します。

区 分		細 目	
就労 (就学)	居宅外被雇用者又は自営業 の中心者	月20日以上又は週5日以上の就労（就学、就学予定）	1日7時間以上 1日4時間以上
		月16日以上又は週4日以上の就労（就学、就学予定）	1日7時間以上 1日4時間以上
		月20日の就労	1日7時間以上 1日4時間以上
		月16日の就労	1日7時間以上 1日4時間以上
	内職（通信教育等）	月16日以上かつ1日4時間以上	
	求職・起業準備	求職活動、起業準備のため居宅外への外出を常態としている場合	
	出 産	産前2か月、産後3か月の期間	
	病気・負傷	入院中	
		居 宅	入院に相当する治療や安静を要し、常に病床に伏して保育 が常時困難な場合
			感染症疾病又は精神性疾患であって医師の診断により、保 育が著しく困難な場合
			医師から安静を要すると診断され、保育が困難な場合
			概ね月10日以上の通院加療を要し、保育に支障がある場 合
障 が い	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A若しくは精神障害者福祉保健手帳1級を所持 している者、又は要介護5・4の認定を受けている者		
	身体障害者手帳3級、療育手帳B若しくは精神障害者福祉保健手帳2級を所持して いる者、又は要介護3の認定を受けている者		
	身体障害者手帳4級、療育手帳C若しくは精神障害者福祉保健手帳3級を所持して いる者、又は要介護2・1の認定を受けている者		
同居親族等の介護・看護	常時病臥者・重度心身障害者（児）等、【身体障害者手帳1・2級、療育手帳A若 しくは精神障害者福祉保健手帳1級を所持している者、又は要介護5・4の認定を 受けている者】の常時観察、付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、月20 日以上かつ1日7時間以上、保育が常時困難な場合		
	病人・心身障害者（児）等の付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、月20 日以上かつ1日4時間以上、保育が常時困難な場合		
	病人・心身障害者（児）等の付添介護（看護）、通院、通所、通園のため、月16 日以上かつ1日4時間以上、保育が常時困難な場合		

区分	
保育の代替手段	父母以外で就労していない6・5歳未満（利用予定年度の4月1日現在で）の同居の成人した親族等がいる場合 ※同居の成人した親族は世帯が別であっても、同一敷地内又は同一建物（二世帯住宅等）の場合を含む
世帯の状況	介護・看護を必要とする同居の親族が複数いる場合
	多胎児を妊娠している場合（出産等の事由のみ）
	ひとり親世帯
就労等の状況	保護者の勤務形態が保育時間（午前8時から午後4時までの間で4時間以上）以外の勤務を常態としている（交代制勤務を除く）
	保護者のいざれかが町内保育園に保育士として勤務（予定を含む）している場合
	月20日以上又は週5日以上の就労で1日6時間以上
その他	月20日以上又は週5日以上の就労で1日4時間以上
	正当な理由なく利用者負担を納期限から3か月以上滞納している世帯（兄弟等の過去滞納分も含む）
その他福祉課長が特に保育が必要と認める場合（災害復旧、虐待、DV等、社会的養護が必要な場合を含む）	

同点の場合の優先順位	
1	保護者のいざれかが町内保育園に主任保育士又は担任として勤務（予定を含む）している場合
2	ひとり親世帯（祖父母同居なし）
3	ひとり親世帯（祖父母同居あり）
4	生活保護世帯
5	保護者のいざれかが町内保育園に保育士として勤務（予定を含む）している場合
6	保育している就学前の子どもの多い世帯（住民票等で確認できる同一世帯に限る。）

※東栄町では保育園、放課後児童クラブ、子育て支援センターに保育士を配置しており、保育士の安定し困難な状況であるため、上記施設運営を安定させる目的から保育士を厚遇する規定を設けます。

#### <計算方法>

$$\text{【学年指数】} + \text{【保護者指数】} + \text{【調整指数】} = \text{合計指数}$$

同点の場合の優先順位を踏まえて決まらない場合は抽選とします。

指数
20
12
5
0

就学予定

指数
10(7)
7(5)
7(5)
5(3)
9(6)
6(4)
6(4)
4(2)
4(2)
1
7
10
10
9
5
2
10
5
2
10
5
4

指數
△ 5
1
1
11
△ 5
2
1
△ 20
適宜


た確保が